

第 1 6 回

通 常 総 会 議 案

〔 昭和57年 5 月21日 (金) A M10：30
於：広島県議会 第 1 委員会室 〕

広島県内陸部振興対策協議会

総 会 日 程

日 時 昭和 57 年 5 月 21 日（金） 午前 10 時 30 分

会 場 広島県議会 第 1 委員会室

総会次第

1. 開 会……………10 時 30 分

2. 会 長 挨 拶

3. 来 賓 挨 拶

4. 会 務 報 告

5. 議 事

(1) 議案第 1 号 昭和56年度歳入歳出補正予算専決処分の承認
について

(2) 議案第 2 号 昭和56年度歳入歳出決算の認定について
(監事監査報告)

(3) 議案第 3 号 昭和57年度活動方針(案)の承認について

(4) 議案第 4 号 昭和57年度歳入歳出予算(案)の承認について

(5) 議案第 5 号 幹事長選任の同意について

(6) 議案第 6 号 特別決議の承認について

(7) そ の 他

6. 閉 会

広島県内陸部振興対策協議会会務報告

(昭和56年度)

昭和

56. 4. 6 広島県道路利用者会議臨時総会が開催され会長が出席。
- 4.10 中国地区道路利用者会議総会（鳥取市）が開催され，会長が出席。
- 4.14 県議会第2委員会室において，役員会を開催。
- 4.27 県議会第1委員会室において，通常総会を開催。
本協議会へ，向原町が加入。
- 5.20 全国道路利用者会議，正副会長会議が開催され，会長が出席。
- 5.21 全国道路利用者会議定期総会が開催され，会長が出席。
6. 9 広島県道路利用者会議定期総会が開催され，会長が出席。
- 6.17 鉄道交通問題について三者連絡会議を開催。（広島，岡山両鉄道監理局，広島県，内陸部）会長，木山(干)県議が出席。
- 6.29 県議会第4委員会室において，役員会を開催。
- 7.20 県議会第1委員会室において総務，産業，建設部会を開催。
8. 7 県議会第2委員会室において，役員会を開催。
- 9.25 全国道路利用者会議全国理事会が開催され，会長が出席。
- 10.16 県議会第2委員会室において，役員会を開催。
- 10.28 県議会第3委員会室において，臨時総会を開催。
- 広島県，広島県議会へ昭和57年度主要施策に関する要望

書を提出し陳情。

12. 4 全国道路利用者会議決起大会が開催され、会長が出席。

12.23 全国道路利用者会議、予算会議が開催され、会長が出席。

昭和

57. 1.20 県議会第 1 委員会室において、役員会を開催。宮澤参議院議員、竹下知事、田中副知事の出席を求め、重点要望事項について陳情。

3. 5 県議会第 3 委員会室において、役員会を開催。

議案第 1 号

昭和56年度歳入歳出補正予算専決処分の
承認について

専決年月日 昭和57年 1 月25日

(歳入歳出補正予算 次ページ)

昭和56年度歳入歳出補正予算

歳 入 の 部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	計	説 明
1.会 費			2,668,500	543,500	3,212,000	
	1.会 費		2,668,500	543,500	3,212,000	
		1.一般負担金	1,810,500	43,500	1,854,000	
		2.特別負担金	858,000	500,000	1,358,000	
2.補助金			270,000	0	270,000	
	1.補助金		270,000	0	270,000	
		1.県補助金	270,000	0	270,000	
3.雑収入			3,000	0	3,000	
	1.雑収入		3,000	0	3,000	
		1.雑 収 入	3,000	0	3,000	
4.繰越金			45,426	0	45,426	
	1.繰越金		45,426	0	45,426	
		1.繰 越 金	45,426	0	45,426	
歳 入 合 計			2,986,926	543,500	3,530,426	

歳 出 の 部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補 正 額	計	説 明
1.事務局費			1,208,000	108,000	1,316,000	
	1.事務局費		1,208,000	108,000	1,316,000	
		1.報 酬	720,000	0	720,000	
		2.賃 金	150,000	△ 22,000	128,000	
		3.旅 費	161,000	52,000	213,000	
		4.需要費	77,000	△ 7,000	70,000	
		5.役務費	65,000	10,000	75,000	
		6.諸 費	35,000	75,000	110,000	
2.会 議 費			397,000	205,000	602,000	
	1.総 会 費		275,000	55,000	330,000	
		1.需要費	250,000	77,000	327,000	
		2.借上料	10,000	△ 10,000	0	
		3.諸 費	15,000	△ 12,000	3,000	
	2. 役員会費		122,000	150,000	272,000	
		1.需要費	102,000	166,000	268,000	
		2.借上料	10,000	△ 10,000	0	
		3.諸 費	10,000	△ 6,000	4,000	
3.事 業 費			1,350,000	262,000	1,612,000	
	1.調査企画費		250,000	2,000	252,000	
		1.旅 費	205,000	△ 75,000	130,000	
		2.需要費	35,000	69,000	104,000	
		3.役務費	10,000	8,000	18,000	
	2.促進対策費		1,100,000	260,000	1,360,000	
		1.旅 費	220,000	△ 113,000	107,000	
		2.需要費	310,000	55,000	365,000	
		3.活動費	500,000	376,000	876,000	
		4.諸 費	70,000	△ 58,000	12,000	
4.予 備 費			31,926	△ 31,500	426	
	1.予 備 費		31,926	△ 31,500	426	
		1.予備費	31,926	△ 31,500	426	
歳 出 合 計			2,986,926	543,500	3,530,426	

議案第 2 号

昭和56年度歳入歳出決算の認定について

(歳入歳出決算 次ページ)

昭和56年度歳入歳出決算書

歳 入 の 部

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額			収入済額	収 入 未済額
			当初予算額	補正予算額	計		
1.会 費			2,668,500	543,500	3,212,000	3,152,000	60,000
	1.会 費		2,668,500	543,500	3,212,000	3,152,000	60,000
		1.一般負担金	1,810,500	43,500	1,854,000	1,854,000	0
		2.特別負担金	858,000	500,000	1,358,000	1,298,000	60,000
2.補助金			270,000	0	270,000	270,000	0
	1.補助金		270,000	0	270,000	270,000	0
		1.県 補 助 金	270,000	0	270,000	270,000	0
3.雑収入			3,000	0	3,000	8,310	0
	1.雑収入		3,000	0	3,000	8,310	0
		1.雑 収 入	3,000	0	3,000	8,310	0
4.繰越金			45,426	0	45,426	45,426	0
	1.繰越金		45,426	0	45,426	45,426	0
		1.繰 越 金	45,426	0	45,426	45,426	0
歳 入 合 計			2,986,926	543,500	3,530,426	3,475,736	60,000

歳 出 の 部

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額			支出済額	不用額
			当初予算額	補正予算額	計		
1. 事務局費			1,208,000	108,000	1,316,000	1,252,040	63,960
	1. 事務局費		1,208,000	108,000	1,316,000	1,252,040	63,960
		1. 報酬	720,000	0	720,000	720,000	0
		2. 賃金	150,000	△ 22,000	128,000	127,736	264
		3. 旅費	161,000	52,000	213,000	163,450	49,550
		4. 需用費	77,000	△ 7,000	70,000	62,884	7,116
		5. 役務費	65,000	10,000	75,000	67,970	7,030
		6. 諸費	35,000	75,000	110,000	110,000	0
2. 会議費			397,000	205,000	602,000	599,015	2,985
	1. 総会費		275,000	55,000	330,000	328,680	1,320
		1. 需用費	250,000	77,000	327,000	326,560	440
		2. 借上料	10,000	△ 10,000	0	0	0
		3. 諸費	15,000	△ 12,000	3,000	2,120	880
	2. 役員費		122,000	150,000	272,000	270,335	1,665
		1. 需用費	102,000	166,000	268,000	266,995	1,005
		2. 借上料	10,000	△ 10,000	0	0	0
		3. 諸費	10,000	△ 6,000	4,000	3,340	660
3. 事業費			1,350,000	262,000	1,612,000	1,607,554	4,446
	1. 調査企画費		250,000	2,000	252,000	250,590	1,410
		1. 旅費	205,000	△ 75,000	130,000	129,300	700
		2. 需用費	35,000	69,000	104,000	103,600	400
		3. 役務費	10,000	8,000	18,000	17,690	310
	2. 促進対策費		1,100,000	260,000	1,360,000	1,356,964	3,036
		1. 旅費	220,000	△ 113,000	107,000	106,060	940
		2. 需用費	310,000	55,000	365,000	364,044	956
		3. 活動費	500,000	376,000	876,000	875,060	940
		4. 諸費	70,000	△ 58,000	12,000	11,800	200
4. 予備費			31,926	△ 31,500	426	0	426
	1. 予備費		31,926	△ 31,500	426	0	426
		1. 予備費	31,926	△ 31,500	426	0	426
歳 出 合 計			2,986,926	543,500	3,530,426	3,458,609	71,817

歳入合計 3,475,736

歳出合計 3,458,609

差引繰越額 17,127

監 査 意 見 書

昭和57年4月14日午前11時00分から庄原市役所において、広島県内陸部振興対策協議会の昭和56年度会計について関係書類と照合し監査を行なった結果、予算の執行は適正であり、その結果についても正確に処理されていることを認めます。

昭和57年4月14日

監事 布野村長 藤 原 一 之 ㊞

監事 甲奴町議長 秋 山 安 弘 ㊞

監事 吉田町議長 塚 廣 孝 ㊞

議案第 3 号

昭和57年度活動方針(案)及び重点目標(案)の 承認について

(活動方針(案)及び重点目標(案) 次ページ)

昭和57年度活動方針(案)及び重点目標(案)

1. 活動方針

2市38町村が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、これまでの貴重な活動実績を踏まえ、魅力ある定住社会の形成に向って積極的な活動を展開している。

しかしながら、内陸地域の過疎問題は複雑多様化し、自主財源に乏しい内陸部市町村の行政運営は極めて困難な局面をむかえている。国においては、行財政改革が具体化するとともに各種施策の見直しが進められる等、内陸部を巡る諸情勢は一段と厳しくなっている。

幸い県においては、内陸部の振興開発を県勢活性化の重点施策として位置づけられ、特に懸案となっている県立大学の問題、国鉄芸備線の輸送力強化等については詳細な調査研究が進められ、農村地域の整備についても融資制度を活用した県独自のほ場整備事業の積極的な対応策を講じて頂いておるところである。又、長年の念願であった中国縦貫自動車道の全線開通が目前にせまる等、閉ざされた内陸部は大きく変容を遂げようとしており、県勢振興の一翼を担うものと期待されている。

この時期において、本協議会は関係市町村の要望を集約し、各専門部会、各特別委員会の活動を中心として、課題の研究に努め、新しい地方の時代を創造するため次の重点目標を設定し、より精力的な活動の展開を期する。

2. 重点目標

(1) 教育文化の振興

- ① 広島県立大学の早期建設
- ② 文化，スポーツ，レクリエーション施設の設置促進。

(2) 交通網の整備

- ① 鉄道の整備促進。
 - ア．国鉄芸備線の複線電化の早期実現。
 - イ．国鉄利用促進運動の展開。
- ② 国土開発幹線自動車道の建設促進。
- ③ 国道，主要地方道，一般県道の整備促進。
- ④ 新規昇格国道の改良促進。
- ⑤ 市町村道及び農林道の整備促進。
- ⑥ 地方バス第3種生活路線運行補助事業の存続強化。

(3) 産業の振興

- ① 新規工業団地の建設と既設工業団地への企業立地の促進。
- ② 圃場整備事業の積極的な促進。
- ③ 水田利用再編対策の確立と転作作目の定着化推進。
- ④ 広島中部台地・農地開発事業の促進。
- ⑤ 大規模林道整備事業及び森林総合整備事業の促進。
- ⑥ 松喰虫防除対策の徹底。
- ⑦ 西中国山地国定公園，比婆・道後・帝釈国定公園等を結ぶ広域観光ルートの確立。

(4) 保健衛生及び福祉の向上

- ① 内陸部地域の保健医療基本対策の確立。

② 公的医療機関の施設整備の強化促進。

(5) 河川総合開発事業の促進

① ダム対策の積極的促進。

② 小規模河川改修の促進。

議案第4号

昭和57年度歳入歳出予算(案)の承認について

(歳入歳出予算(案) 次ページ)

昭和57年度歳入歳出予算(案)

歳 入 の 部

(単位：円)

款	項	目	予 算 額	前年対比	
1.会 費			3,212,000	543,500	
	1.会 費		3,212,000	543,500	
		1.一般負担金	1,854,000	43,500	
		2.特別負担金	1,358,000	500,000	
2.補助金			240,000	△ 30,000	
	1.補助金		240,000	△ 30,000	
		1.県 補 助 金	240,000	△ 30,000	
3.雑収入			3,000	0	
	1.雑収入		3,000	0	
		1.雑 収 入	3,000	0	
4.繰越金			17,127	△ 28,299	
	1.繰越金		17,127	△ 28,299	
		1.繰 越 金	17,127	△ 28,299	
歳 入 合 計			3,472,127	△ 485,201	

歳 出 の 部

(単位：円)

款	項	目	予 算 額	前年対比	
1.事務局 務費			1,208,000	0	
	1.事務局 務費		1,208,000	0	
		1.報 酬	720,000	0	
		2.賃 金	150,000	0	
		3.旅 費	161,000	0	
		4.需用費	77,000	0	
		5.役務費	65,000	0	
		6.諸 費	35,000	0	
2.会議費			435,000	38,000	
	1.総会費		275,000	0	
		1.需用費	250,000	0	
		2.借上料	10,000	0	
		3.諸 費	15,000	0	
	2.役員費		160,000	38,000	
		1.需用費	140,000	38,000	
		2.借上料	10,000	0	
		3.諸 費	10,000	0	
3.事業費			1,720,000	370,000	
	1.調 査 企画費		550,000	300,000	
		1.旅 費	260,000	55,000	
		2.需用費	250,000	215,000	
		3.役務費	40,000	30,000	
	2.促 進 対策費		1,170,000	70,000	
		1.旅 費	220,000	0	
		2.需用費	310,000	0	
		3.活動費	570,000	70,000	
4.諸 費	70,000	0			
4.予備費			109,127	77,201	
	1.予備費		109,127	77,201	
		1.予備費	109,127	77,201	
歳 出 合 計			3,472,127	485,201	

議案第 5 号

幹事長の選任の同意について

議案第 6 号

特別決議の承認について

(別 紙)

昭和57年度広島県内陸部振興対策協議会会費一覧表(案)

(注：人口は昭和55年国調による)

市町村名	人 口	平 等 割	人 口 割	合 計
三 次 市	37,875 ^人	20,000 ^円	151,500 ^円	171,500 ^円
庄 原 市	22,874	20,000	91,496	111,500
加 計 町	6,697	20,000	26,788	47,000
筒 賀 村	1,965	20,000	7,860	28,000
戸 河 内 町	4,122	20,000	16,488	36,500
芸 北 町	3,846	20,000	15,384	35,500
大 朝 町	4,396	20,000	17,584	38,000
千代田町	10,015	20,000	40,060	60,500
豊 平 町	5,484	20,000	21,936	42,000
吉 田 町	10,901	20,000	43,604	64,000
八千代町	4,254	20,000	17,016	37,500
美土里町	4,082	20,000	16,328	36,500
高 宮 町	5,308	20,000	21,232	41,500
甲 田 町	6,657	20,000	26,628	47,000
向 原 町	5,783	20,000	23,132	43,500
福 富 町	3,211	20,000	12,844	33,000
豊 栄 町	5,467	20,000	21,868	42,000
大 和 町	8,648	20,000	34,592	55,000
河 内 町	7,782	20,000	31,128	51,500
甲 山 町	7,788	20,000	31,152	51,500

世 羅 町	9,654	20,000	38,616	59,000
世 羅 西 町	5,040	20,000	20,160	40,500
油 木 町	4,241	20,000	16,964	37,000
神 石 町	3,758	20,000	15,032	35,500
豊 松 村	2,351	20,000	9,404	29,500
三 和 町	5,383	20,000	21,532	42,000
上 下 町	7,183	20,000	28,732	49,000
総 領 町	2,401	20,000	9,604	30,000
甲 奴 町	3,810	20,000	15,240	35,500
君 田 村	2,105	20,000	8,420	28,500
布 野 村	2,255	20,000	9,020	29,500
作 木 村	2,701	20,000	10,804	31,000
吉 舎 町	6,168	20,000	24,672	45,000
三 良 坂 町	4,167	20,000	16,668	37,000
三 和 町	4,499	20,000	17,996	38,000
西 城 町	6,482	20,000	25,928	46,000
東 城 町	12,981	20,000	51,924	72,000
口 和 町	3,289	20,000	13,156	33,500
高 野 町	2,992	20,000	11,968	32,000
比 和 町	2,486	20,000	9,944	30,000
合 計	261,101	800,000	1,044,404	1,854,000

算出基礎 平等割：20,000円

人口割：人口数に4円00銭を乗じて得た額を
500円単位に切り上げた額。

[参 考]

広島県内陸部振興対策協議会役員名簿

顧問 会長 副会長 幹事 幹事	県議会議員		児玉秀一
	県議会議員		木山徳郎
	三次市長		
	世羅西町長		
	戸河内町議長		
	県議会議員		
	県議会議員全員		
	庄原市長		
	三次市議長		
	庄原市議長		
監事	山県郡	芸北町長	神石郡 三和町長
		豊平町議長	油木町議長
		千代田町長	豊松村長
	高田郡	美土里町長	甲奴郡 甲奴町長
		高宮町長	総領町議長
		八千代町議長	上下町議長
	賀茂郡	豊栄町長	双三郡 作木村長
		河内町長	三和町長
		大和町議長	三良坂町議長
	世羅郡	世羅町議長	比婆郡 西城町長
		甲山町長	高野町長
			比和町議長
	吉田町議長		布野村長
	福富町長		甲奴町議長

專 門 部 会 名 簿

部会名	役 員 名
総務部会	◎芸 北 町 長 八 千 代 町 議 長 ○三 次 市 議 長 豊 松 村 長 ○甲 奴 町 長 比 和 町 議 長 河 内 町 長 甲 山 町 長 三 和 (双三) 町 長 木 山 (千) 県 議 八 谷 県 議 久 行 県 議
産業部会	◎庄 原 市 長 世 羅 町 議 長 ○美 土 里 町 長 高 野 町 長 ○豊 平 町 議 長 上 下 町 議 長 油 木 町 議 長 三 良 坂 町 議 長 豊 栄 町 長 鷺 尾 県 議 滝 口 県 議 河 合 県 議
建設部会	◎庄 原 市 議 長 高 宮 町 長 ○千 代 田 町 長 作 木 村 長 ○三 和 (神石) 町 長 大 和 町 議 長 西 城 町 長 総 領 町 議 長 木 山 (徳) 県 議 藤 田 県 議
備 考	◎ 部 会 長 ○ 副 部 会 長

交通対策特別委員会名簿

役	職	氏 名
委員長	広島県議会議員	藤 田 一 凱
委 員	広島県議会議員	木 山 徳 郎
	"	木 山 千 之
	"	八 谷 泰 央
	"	久 行 敏 夫
	"	滝 口 次 郎
	"	河 合 邦 人
	"	鷺 尾 利 三
	"	八 幡 司
	三 次 市 長	平 川 昌 三
	三次市議会議長	貢 逸 登
	庄 原 市 長	中 川 繁 尚
	庄原市議会議長	道 上 侑 一
	戸 河 内 町 長	鵜 飼 郡 一
	芸 北 町 長	大 束 弥 一
	千 代 田 町 長	井 上 一 位
	甲 田 町 長	児 玉 信 夫
	世 羅 町 長	坂 口 昇
	世 羅 西 町 長	吉 実 一 登
	甲 奴 町 長	若 木 義 和
	作 木 村 長	三 上 武 雄
	東 城 町 長	藤 尾 七 郎
	甲山町議会議長	高 山 操 夫
	三良坂町議会議長	岡 本 俊 夫
計		2 4 名

広島県内陸部振興対策協議会 高等教育機関特別委員会名簿

役	職	氏	名
委員長	広島県議会議員	○木	山之
委員	広島県議会議員	○木	徳郎
	"	藤	田一
	"	河	合邦
	"	滝	合口次郎
	"	○八	谷泰
	"	○久	行敏
	"	○鷺	尾利
	"	八	幡三司
	三次市長	○平	昌三
	三次市議会議員	○貢	逸登
	庄原市長	○中	川尚
	庄原市議会議員	○道	上脩
	芸北町長	大	上東
	戸河内町議会議員	齊	藤
	豊平町長	今	田
	大朝町議会議員	加	計
	甲田町長	児	玉
	豊栄町長	三	田
	世羅西町長	吉	実
	甲山町長	稲	住
	神石町長	伊	藤
	甲奴町長	若	木
	三良坂町長	○吉	岡
	西城町長	中	村
	比和町長	○富	永

○印は、小委員会委員

過疎対策特別委員会名簿

委員長		
副委員長		庄原市長（産業部会長） 豊平町長
委員	副会長	三次市長 世羅西町長 戸河内町議長
	専門部会長	芸北町長（総務部会長） 庄原市議長（建設部会長）
	県会議員	木山（徳）県議 藤 田 県 議 木山（千）県議 八 谷 県 議 久 行 県 議 滝 口 県 議 河 合 県 議 鷺 尾 県 議 八 幡 県 議
	郡代表	山 県 郡 大 朝 町 議 長 高 田 郡 甲 田 町 長 賀 茂 郡 豊 栄 町 長 神 石 郡 神 石 町 長 甲 奴 郡 甲 奴 町 長 双 三 郡 三 良 坂 町 長 比 婆 郡 西 城 町 長 " 比 和 町 長
	計	24名

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

(昭和57年5月12日現在)

県議会議員											
三次市	久行敏夫	世羅郡	河合邦人	庄原市	八谷泰央	神石甲奴郡	滝口次郎	山県郡	藤田一凱三	比婆郡	木山徳郎
賀茂郡	八幡司之			高田郡	木山千之						
市町村長・議長											
三次市長	平川昌三	同議長	貢逸登	庄原市長	中川繁尚	同議長	道上侑				
山県郡											
加計町長	小出弘治	同議長	石井春男	筒賀村長	吉岡要	"	平田友吉				
戸河内町長	鶴飼郡一	"	平藤泰行	芸北町長	大束弥一	"	寿老馨				
大朝町長	脇本大六	"	加計平男	千代田町長	井上一位	"	福光重季				
豊平町長	今田清	"	升田富士登								
高田郡											
吉田町長	児玉静秋	同議長	塚広孝	八千代町長	浅枝忠臣	"	青山十人				
美土里町長	三雲義彦	"	山尾早郎	高宮町長	児玉更太郎	"	栗原哲				
甲田町長	児玉信夫	"	前田稔	向原町長	奥田金太郎	"	田村勝				
賀茂郡											
豊栄町長	三田精太郎	同議長	平本歳幸	福富町長	佐々木文夫	"	福原溥員				
大和町長	田原久夫	"	作田積								

河内町長	浮原保雄	同議長	水野安純
世羅郡			
甲山町長	稻住三男	同議長	高山操
世羅町長	坂口昇	"	小池喜六
世羅西町長	吉実一登	"	今田勝
神石郡			
神石町長	伊藤治郎	同議長	豊田忠士
油木町長	村上篤朗	"	松浦利明
豊松村長	平郡公孝	"	井上昇
三和町長	小野良太郎	"	小川英治
甲奴郡			
上下町長	山岡淳朗	同議長	田辺文三
総領町長	首藤清	"	右近卓三
甲奴町長	若木義和	"	秋山安弘
双三郡			
君田村長	小川一二三	同議長	岩村春三
布野村長	藤原一之	"	原田角郎
作木村長	三上武雄	"	藤岡参市
吉舎町長	平岡務	"	福岡永包
三良坂町長	吉岡雅樹	"	岡本俊夫
三和町長	富野井利明	"	山本静人
比婆郡			
西城町長	中村三郎	同議長	明賀賢三
東城町長	藤尾七郎	"	福井術之
口和町長	深井博視	"	松岡史三
高野町長	升原彪	"	藤原弘
比和町長	富永二郎	"	保井則市
以上89名 2市38町村			

広島県内陸部振興対策協議会会則

第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。

第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。

広島県内陸部市町村長

広島県内陸部市町村議会議長

広島県内陸部選出の県議会議員

第3条 本会は、広島県内陸部市町村相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。

第4条 本会の事務所は会長が委嘱する市町村役場内とし、別に事務局長をおくことができる。

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名

2. 副 会 長 3 名

3. 幹 事 長 1 名

4. 幹 事 若干名

5. 監 事 4 名

第6条 役員の任期は2ヵ年とし、再選を妨げない。

2. 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。

第8条 会長は本会を代表し会務を統轄する。

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 本会は毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、幹事会を開く。

第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は幹事をもって構成する。

総務部会 産業部会 建設部会

2. 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。

参与は会長がこれを委嘱する。

第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町村の負担とする。

第14条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。

第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。

附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。

附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。

附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。

附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。

附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。